

令和6年第5回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年5月21日付を以って、同5月28日午後2時00分から鹿嶋市役所3階304会議室において、第5回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第4号 鹿嶋市長からの農地の現況等についての照会回答について
- 報告第5号 農地改良に伴う事業完了届について
- 報告第6号 農業会議諮問（農地法第5条）について

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚	俊行
事務局課長補佐	飯島	優
事務局主査	児島	教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時10分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第5回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

10番清宮茂信君、12番笠貫順一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1についてご説明いたします。譲受人，譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきま

しては、トラクター1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約257アール、でございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号2をご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋掘機3台、つる刈機3台、トラック4台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約255アール、借入地1060アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻及び甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1角折地内案件について、1番桐澤いづみ君。

7番 はい、1番桐澤です。番号1について5月27日に現地を見てまいりました。常に耕作できる状態になっておりまして特に問題はないと思いますのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、番号2青塚地内案件について、10番清宮茂信君。

10番 はい、10番清宮です。26日に現地調査をいたしました。記載のとおり青塚●●●●から●●●●まで現在芋が作付けされておりました問題はありません。次に●●●●ですが、篠が生えているという状況で記載には水稻を作るということですが、再生して作付けは可能と判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 同じく番号2和地内案件について、5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。25日に現地調査をしました。この場所は水田で耕作しておりますので問題ないかと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次の審議に入る前に確認したいのですが、番号2の●●●●について担当委員からの報告では篠が生えているとのことでしたが、県農林公社や鹿嶋市農業公社からの耕作の話は一切ないですか。

事務局 ないです。

議長 わかりました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は駐艇場の設置でございます。農地の区分は、土地改良が施工され、集団的に存在している区域内にある第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は4,564平方メートルで、100艇程度を駐艇する予定となっております。埋立については碎石転圧により施工をする計画です。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書と鹿嶋湖岸南部土地改良区より意見書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており金融機関からの融資のお知らせが添付されております。

つづきまして番号2につきましては、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は7243平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂が47,527立方メートル、表土が8,

545立方メートルとなっています。埋立土砂については、鹿嶋市和地内の土砂であります。被害防除ですが、防護柵はネット、トタン等を張り高さを1.5メートル以上とし、立入禁止や危険などの表示の設置、定時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和6年4月10日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在婚姻後賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため新たに自己用住宅を新築したいとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており金融機関からの事前審査結果の案内の写しが添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は自己用住宅でございます。でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在婚姻後賃貸住宅に居住していますが、将来のことも考え両親宅横に新たに自己用住宅を新築したいとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、資金計画としましては、借入金を受けることとしており金融機関からの住宅ローン申込み手続き写しが添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は自己用住宅敷地（進入路）でござ

ざいます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、前述の番号4の自己用住宅の案件に係る進入路の拡幅になります。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。資金計画としましては、自己資金で行うこととしており取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

最後に番号6について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工され集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は計4,169平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂が13,563立方メートル、表土が3,049立方メートルとなっております。埋立土砂については、鹿嶋市和地内の土砂であります。被害防除ですが、防護柵はネット、トタン等を張り高さを1.5メートル以上とし、立入禁止や危険などの危険標示の設置、定時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和6年5月9日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番清宮茂信君。

1番 はい、10番清宮です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、5月17日金曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、笠貫委員そして私と事務局より飯島補佐、児島主査の5名で

調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし6につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号6について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号6について、原案のとおり許可することと決定いたします。

なお、議案第2号番号1ないし番号2及び番号6につきましては、転用面積が30アールを超えますので、改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規程に基づき、(一般社団法人)茨城県農業会議常設審議委員会の意見を聴取することを事務局に命じます。

議長 次に、議案第3号「現況確認証明願(非農地証明)について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「現況確認証明願(非農地証明)について」番号1をご説明いたします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域かつ農振農用地区域外の農地で、平成6年頃から進入路となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月28日撮影、空中写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年

以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

10番清宮茂信君。

10番 はい、10番清宮です。議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号番号1について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年5月10日付け「鹿嶋市長より農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見につ

いて」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

議長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。田の新規については1筆で面積が1,136平方メートルとなっております。

以上で合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年5月10日付け、鹿嶋市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については16筆で面積が19,634平方メートル、畑の新規については14筆で面積が27,263平方メートルとなっております。

以上合計いたしますと30筆で面積が46,897平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。

報告第6号「農業会議諮問（農地法第5条）について」は記載のとおり。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第5号「農地改良に伴う事業完了届について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 ないようですので、これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、令和6年第5回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会 午後3時12分）

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人